

# 大森ふるさとの浜辺公園船着場利用のしおり

## 1 施設の概要

施設の概要は次のとおりです。

- (1) 名称 大森ふるさとの浜辺公園船着場
- (2) 所在地 大田区ふるさとの浜辺公園1番2号
- (3) 係留施設 浮棧橋（長さ40m、幅4m）

## 2 使用できる船舶

小型船かつ、

- (1) 海上運送法第4条により許可された一般旅客定期航路事業において使用する船舶
- (2) 海上運送法第20条により届出された人の運送する不定期航路事業（海上運送法施行規則第1条第3項の内航不定期航路事業に限る）において使用する船舶
- (3) 海上運送法第21条により許可された旅客不定期航路事業において使用する船舶
- (4) 遊漁船業の適正化に関する法律第3条第1項の規定により都道府県知事の登録を受けた遊漁船業に供する船舶（屋形船、釣船）
- (5) 漁船法第10条第1項の規定により、都道府県知事の許可を受けた漁業に供する船舶
- (6) 上記によらない一般の船舶や水上オートバイ等の小型特定艇の使用はできません。

## 3 使用することができる方

大田区に団体登録申請し、承認を受けた団体に属する方のみ使用可能です。

## 4 団体登録の方法

登録を希望する方は、海上運送法、遊漁船業の適正化に関する法律、漁船法に基づき免許、許可等を受け、又は届出をした上で、「使用団体登録申請書」に次の書類を添付し、大田区地域基盤整備第一課へ申請してください。

<添付書類>

- (1) 海上運送法その他の法令の規定に基づく免許証、許可証、届書等の写し
- (2) 団体の規約、会則その他団体の実態を明らかにする書類
- (3) 団体の構成員の住所、氏名、連絡先、営業又は業務内容、船名等を記載した名簿
- (4) 船舶安全法第9条第1項に規定する船舶検査証書の写し(船舶検査証書の交付を受けない船舶を除く。)
- (5) 上記のほか、区長が必要と認める書類

<登録申請にあたってのご注意>

- (1) 団体登録は、営業目的については、事業者を申請者として登録してください。また、営業目的以外については、船舶の操縦者を申請者として登録することとします。
- (2) 登録内容に変更が生じた場合は、「使用団体登録変更申請書」に必要な書類を添えて大田区地域基盤整備第一課へ提出してください。

～大田区船着場使用団体登録・登録更新・変更 問合せ先～

■ 大田区地域基盤整備第一課

TEL 03-5764-0629 FAX 03-5764-0633  
〒143-0015 大田区大森西一丁目 12 番 1 号

## 5 団体登録の有効期間

団体登録の有効期間は、団体登録の承認を受けた日から団体登録の承認を受けた日の属する年度の翌々年度の3月31日までです。有効期間の満了後、引き続き団体登録の承認を受けようとするときは、有効期間が満了する30日前までに、「使用団体登録更新申請書」に必要な書類を添付し、大田区地域基盤整備第一課へ提出してください。

## 6 使用時間等

- (1) 使用できる時間は、午前9時から午後8時30分までです。

ただし、年末（12月29日から12月31日）はお休みです。

- (2) 1回の接岸時間は10分以内とします。
- (3) 最終入港時間は、午後8時20分です。

※地震災害等の非常時に、船舶の使用による被災者避難や救援物資輸送等の搬出入施設として使用する場合は、使用を停止します。

## 7 使用料金

- (1) 使用料金は次のとおりです。

使用区分	1隻につき1回当たりの使用料	
	1日1回 使用する場合	1日2回以上 使用する場合
旅客定員45名以上	5,000円	4,000円
旅客定員13名以上44名以下	2,000円	1,500円
旅客定員12名以下	600円	450円

- (2) 次の場合には、利用料金を免除します。

- ① 防災上必要な施策に使用する場合
- ② 国又は地方公共団体が使用する場合

## 8 使用方法

### (1) 申し込み方法

①大森ふるさとの浜辺公園事務所に電話をし、メールアドレスを伝えてください。

公園事務所から、メールで「船着場使用申請書」をお送りします。

②申請書に必要事項を記入のうえ、メールに添付して、返信してください。

③「使用承認書兼納入通知書」を大田区から、使用者宛に郵送します。

※一週間ほどかかります。期日が迫っている際は、メールで送付し、後日郵送します。

#### (注意事項)

・予約の申し込みは船着場を使用しようとする日の3か月前から5日前まで受け付けています。(5日前が区の休日に当たるときは、その直前の区の休日でない日まで)

・予約の受付は午前9時から午後5時までです。

年末(12月29日から12月31日)は休みです。

### (2) 当日の使用方法、使用料金の支払い

「使用承認書兼納入通知書」を現地管理人に提出し、使用料金をお支払いください。

### (3) 予約の変更

船着場の使用日の2日前までに、大森ふるさとの浜辺公園事務所に電話連絡し、変更内容を伝えてください。また、「使用変更申請書」を提出し、承認を受けてください。(2日前が区の休日に当たるときは、その直前の区の休日でない日まで)

### (4) 予約の取消し

取消しする場合は、大森ふるさとの浜辺公園事務所に電話連絡し、予約の取り消しの旨を伝えてください。また、「使用取消届」に使用承認書を添えて提出してください。

～予約の申請・変更・取り消し 使用料金の支払い 問合せ先～

#### ■ 大森ふるさとの浜辺公園事務所

TEL・FAX 03-3768-6204

(※大森ふるさとの浜辺公園船着場、平和島六丁目船着場、2か所共通)

## 9 使用に伴う注意事項

(1) 船を発着させる場合や河川を航行する場合は、カラオケ等の音声を切って、付近の住民に迷惑がかからないように静かに行動してください。

(2) 施設付近では、乗客の放吟、喧騒等には十分配慮をお願いします。特に夜間には住民の苦情を招く原因にもなりますので、乗客への周知徹底をお願いします。

(3) 船舶の航行及び事業運営に当たって関係法令を遵守願います。

(4) 船着場の点検のため臨時休業する場合がありますので、ご理解、ご協力をお願いします。

(5) 乗降客が乗り降りする際にタラップが必要な場合は、船主側で用意してください。

- (6) 係留に当たっての綱取り及び乗船、下船案内は、船主側で行ってください。
- (7) 事故発生時には、旅客の安全確保を図り、海上保安庁及び大田区地域基盤整備第一課へ連絡をお願いします。

**10 以下の行為は禁止です。**

- (1) 使用時間前に係留
- (2) 10分を超える係留
- (3) 使用時間の変更などの事前連絡なしでの船着場使用
- (4) 工作物の設置
- (5) 船着場を損傷する行為
- (6) 船着場周辺の住民の迷惑となるような行為
- (7) 油、ごみ、空き缶その他汚物を投棄し、又は放置する行為
- (8) 立入禁止区域への立ち入り。
- (9) 火気の使用又は危険物の持ち込み及び船舶への燃料の給油
- (10) 物品の販売その他の営業行為。
- (11) 飲酒後の操船による利用
- (12) 虚偽による不正な団体登録
- (13) 上記のほか船着場の管理運営に支障を及ぼすおそれのある行為。

発行■大田区 都市基盤整備部 地域基盤整備第一課

TEL 03-5764-0629

FAX 03-5764-0633

令和6年3月作成